

資料編

- 1 質問書
- 2 個人情報保護制度改正 検討用個票
- 3 法と条例の相違点及びその考え方(個票以外のもの)

3茅行総第199号
令和4年1月28日

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会
会長 阿部 秀尚 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報
公開制度における対応について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条に基づき個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、それに伴い、本市の個人情報保護制度及び情報公開制度について、所要の対応を検討する必要があるので、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）第50条及び茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第27条第2項の規定に基づき、「法と条例の相違点とその考え方」の妥当性について諮問いたします。

（事務担当 総務部行政総務課市政情報担当）

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：1 条例要配慮個人情報の規定について

該当条項	・条例（該当の規定なし） ・改正法（第60条第5項）
条例規定の可否	許容される
検討結果	1. 条例要配慮個人情報について、令和5年の法改正に伴う条例規定は行わない。 2. 職員への制度周知及び定期的な照会を実施することにより、法改正後も継続的に規定の要否について確認を行う。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例	<p>規定の概要：規定なし。</p> <p>条例第2条第2号及び規則第2条において、「要配慮個人情報」（※）の定義を定めている。</p> <p>※ 条例における要配慮個人情報の定義の詳細は、個票1別紙①「要配慮個人情報の定義の比較表」参照。</p>
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>法第60条第5項において、地方公共団体の機関等は地域の特性に応じて「要配慮個人情報」と別に「条例要配慮個人情報」を定めることができるものとしている。</p> <p>【条例要配慮個人情報の定義】</p> <p>「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報（※）を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。（法第60条第5項）</p> <p>※ 法における要配慮個人情報の定義の詳細は、個票1別紙①「要配慮個人情報の定義の比較表」参照。</p> <p>【条例要配慮個人情報に適用される規定等】</p> <p>(1) 条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている。（改正法第75条関係）</p> <p>(2) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等の事態が生じた場合、委員会への報告及び本人への通知報告等を要することとされている（改正法第68条及び規則第43条第5号関係）</p>

	<p>(3) 法に規定されるものではないが、アクセス権限を有する職員の範囲と権限の内容について、「要配慮個人情報の有無」等に応じて、必要最小限の範囲に限ることを考慮する必要がある旨考え方として示されている。</p> <p>（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け））</p> <p>※ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできない。</p> <p>（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け））</p>
比較結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法においては、地域の特性に応じて「条例要配慮個人情報」を条例に定めることが許容されている。 ○ 現行の条例に定めている要配慮個人情報のうち、改正法における要配慮個人情報の定義と異なる項目は見受けられない。（個票1別紙①「要配慮個人情報の定義の比較表」参照）

2. 対応の検討

検討の方向性	条例と改正法における「要配慮個人情報」の定義の内容は同様であるため、法改正後に条例要配慮個人情報として条例規定する必要があると想定される個人情報は、本市においては現状見受けられないが、潜在的に存在する可能性はあるものと考える。 このことを踏まえ、条例要配慮個人情報の条例規定の要否及び法改正後の対応について検討する。					
	<p>検討事項1：条例要配慮個人情報として規定すべき個人情報の有無の確認</p> <p>1. 条例要配慮個人情報として想定される事例</p> <p>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」においては、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される「取扱いに特に配慮が必要と考えられる情報」であって、国の行政機関では保有することが想定されないものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L G B T 関する事項 ・ 生活保護の受給 ・ 一定の地域の出身である事実 <p>が例示されている。</p> <p>2. 県内市町村の検討状況</p> <p>県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会（令和4年1月25日）による県内市町村の検討状況は次のとおり。</p> <p>【条例要配慮個人情報について（県を含む県内市町村34自治体中）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例に規定する</th> <th>1自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定する予定はない</td> <td>25自治体</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td>8自治体</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 関係課かいへの確認</p> <p>令和4年2月時点で、本市における条例要配慮個人情報として規定すべき個人情報の有無について関係課かいへ確認を行ったが、特に該当する個人情報がある旨の回答は無かった。</p> <p>検討事項2：条例要配慮個人情報に係る継続的な確認体制の確立</p> <p>条例要配慮個人情報の条例規定の必要性や規定内容については、市における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、法改正後も継続的に確認し、必要に応じて条例改正等の対応が必要となることが想定される。</p>	条例に規定する	1自治体	規定する予定はない	25自治体	検討中
条例に規定する	1自治体					
規定する予定はない	25自治体					
検討中	8自治体					

	このことから、条例要配慮個人情報として規定すべき内容について、改正法施行後も継続的に関係課かいに対して確認する方法を検討する。
条例規定の必要性	不要
茅ヶ崎市における 対応の方向性 (検討事項の結論)	<p>「検討事項1：条例要配慮個人情報として規定すべき個人情報の有無の確認」の結論</p> <p>現状、本市においては条例要配慮個人情報として規定すべき個人情報の存在は見受けられず、法施行日である令和5年4月1日時点での条例規定は不要である。</p> <p>「検討事項2：条例要配慮個人情報に係る継続的な確認体制の確立」の結論</p> <p>法改正後は以下の方策により、条例要配慮個人情報の規定の要否について継続的に確認を行う体制を確立することとする。</p> <p>《方策》</p> <p>① <u>職員への制度周知</u> 本市の個人情報保護制度について、実務上の運用に関する職員向けの手引き等資料を作成し、当該資料に「条例要配慮個人情報」について記載することにより、条例要配慮個人情報として検討すべき個人情報について職員が把握した場合には、個人情報保護主管課へ隨時報告が行われるよう、周知を図る。</p> <p>② <u>定期的な照会の実施</u> 個人情報保護主管課より関係課かいへ、条例要配慮個人情報の有無について定期的に照会を行い、新たに市が条例要配慮個人情報として規定すべき個人情報が無いかを確認することとする。</p>

3. 比較対象条文

個人情報の保護に関する法律 <p>(定義) 第60条（第5項）</p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(定義) 第2条（第3項）</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経験、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>個人情報保護法施行令</p> <p>第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経験に該当するものを除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 <p>(漏えい等の報告等) 第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保</p>

<p>有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。 <p>個人情報保護法施行規則</p> <p>第43条 法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。） <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>
--

	<p>2 略 3 略 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。 5 略</p> <p>茅ヶ崎市個人情報保護条例</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人種 イ 信条 ウ 社会的身分 エ 病歴 オ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（エに該当するものを除く。）。 カ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（キにおいて「医師等」という。）により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（キにおいて「健康診断等」という。）の結果（エに該当するものを除く。） キ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（エに該当するものを除く。）。 ク 犯罪の経歴 ケ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（クに該当するものを除く。）。 コ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（クに該当するものを除く。）。 サ 犯罪により害を被った事実
--	---

4. 参考資料

改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時]	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利
---------------------------------------	--

点暫定版】P.207～208	益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
4－1－3 条例要配慮個人情報（法第60条第5項）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとの考えの下、地方公共団体についても、国の行政機関と同様の要配慮個人情報の定義が適用され、関係する規律（個人情報ファイル簿の記載事項）が適用される。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ その上で、例外的に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが存在する場合を考慮し、地方公共団体が条例で定めることにより、「条例要配慮個人情報」とすることができることとしており、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第75条第1項及び第4項）。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体によっては、現状、条例により、要配慮個人情報に相当する情報を定義した上で、その取得等に関する固有の規律を整備している例がある。この点、令和3年改正法の趣旨は、社会全体のデジタル化に対応するため法律で全国的な共通ルールを設定し、国のがいドライインや助言により制度の適正な運用を図ることにあるため、法に基づく規律（個人情報ファイルの表記に関するもの）を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや、当該地方公共団体に関する民間の個人情報取扱事業者等における取扱を対象に固有の規律を付加する等の対応は、許容されない。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、令和3年改正法においては、要配慮個人情報に限らない個人情報一般の取扱いについて、例えば、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って取得することができる（法第61条）、また、不適正な取得を禁止する（法第64条）などしており、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報についても、これら個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られると考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、条例要配慮個人情報は、当該条例要配慮個人情報を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されるものであり、個人情報取扱事業者、国の行政機関等他の地方公共団体及び他の地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報の取扱いに適用が及ぶものではない。

	<p>○ その他条例要配慮個人情報については、4-3-1を参照のこと。</p> <p>4-3-1 個人情報ファイル簿の作成及び公表</p> <p>○ 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関及び独立行政法人等が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない(条例要配慮個人情報については、4-1-3を参照のこと。)。</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編) P.16</p> <p>4-2-6 条例要配慮個人情報</p> <p>条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう(法第60条第5項)。</p> <p>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。</p> <p>なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい。</p> <p>条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている(法第75条第1項及び第4項)。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない(法第68条第1項及び規則第43条第5号)。</p> <p>なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。</p> <p>また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。</p> <p>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) P.89~92</p> <p>4-4-1 委員会への報告(第1項)より抜粋</p> <p>(5) 漏えい等報告の対象となる事態</p> <p>法に基づく漏えい等報告を要する事態は、次の①から⑤までのとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又</p>	<p>は発生したおそれがある事態</p> <p>漏えい等報告の義務の主体となる地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められている場合において、当該条例要配慮個人情報が漏えい等した場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は委員会への報告をしなければならない(法第68条第1項、規則第43条第5号)。</p>
	<p>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」P.40</p>	<p>3. 例えば、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとして「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等が考えられるが、これらは、国の行政機関では保有することが想定されず、行個法・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号。以下「行個令」という)の「要配慮個人情報」には含まれていないものである。また、将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報が、行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される。こうした個人情報について、不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として、地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できることとすることが適当である。</p>

新法	市条例	備考	合致性
第2条(定義) 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種 _ア 、信条 _イ 、社会的身分 _ウ 、病歴 _エ 、犯罪の経歴 _ク 、犯罪により害を被った事実 _サ その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。	(2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。 ア 人種 イ 信条 ウ 社会的身分 エ 病歴 ク 犯罪の経歴 サ 犯罪により害を被った事実		○
新法施行令 第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴 _ア 又は犯罪の経歴 _ク に該当するものを除く。）とする。			
(1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。	オ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の基施機関が定める心身の機能の障害 _ア があること(工に該当するものを除く。)	※「心身の機能の障害」の比較表 参照	○
(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果	カ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(キににおいて「医師等」という。)により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(キにおいて「健康診断等」という。)の結果(工に該当するものを除く。)		○
(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。	キ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(工に該当するものを除く。)		○
(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	ケ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(クに該当するものを除く。)		○
(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、親護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	コ 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、親護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(クに該当するものを除く。)		○

※「心身の機能の障害」の比較表

個人情報保護委員会規則	市条例施行規則	備考	合致性
第5条 令第2条第1項の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。	第2条(要配慮個人情報) 条例第2条第2号オに規定する実施機関が定める心身の機能の障害 _ア は、次に掲げる障害とする。		○
(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害		○
(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害	(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害		○
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)		○
(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの	(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの		○

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：2 要配慮個人情報の取扱い制限

該当条項	・条例（第6条） ・改正法（該当の規定なし）
条例規定の許容範囲	許容されない
検討結果	<p>1. 要配慮個人情報の適正な取扱いの確認体制を維持するため、法第75条第5項に規定される「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表し、また、情報公開・個人情報保護審議会への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。</p> <p>2. 法に基づく適切な安全管理措置を講じるため、本市の現行の安全管理措置に係る規定内容を検証し、必要に応じて改廃等の対応を行う。</p>

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例	規定の概要：	
		条例第6条においては、要配慮個人情報の一部について、法令等の規定に基づき取り扱うとき、または審議会の意見を聴いたうえで取り扱うことに相当な理由があると認めて取り扱うときを除き、原則その取扱いを禁止している。	
【取扱いを制限されている要配慮個人情報】			
条例第6条では、第2条第2号に規定される要配慮個人情報全11項目のうち以下の6項目について、人格そのものあるいは精神作用の基礎に関わる個人情報であること及び不当な差別の原因となる情報であり、これらの個人情報を他人が取り扱うこととは例外的にのみ認められるものでなければならぬという考え方のもと、原則その取扱いを禁止している。			
<ul style="list-style-type: none"> ① 人種 ② 信条 ③ 社会的身分 ④ 犯罪の経歴 ⑤ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと ⑥ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと 			
※ 平成31年1月1日付の条例改正以前は、取扱いを制限されていた項目			

目は、「人種及び民族」「思想、信条及び宗教」「社会的差別の原因となる社会的身分」「犯罪歴」の4項目（現行条例ではそれぞれ①②③④に該当する）であったが、⑤⑥に関する個人情報についても不当な差別の原因となるおそれがあることから、取扱いを制限する項目として追加された。

【例外的に取扱いが認められる場合】

実施機関が行う事務又は事業は多様なことから、取扱いを制限されている要配慮個人情報についても、法令等の規定により取り扱うことが義務付けられている場合や事務又は事業の執行上取扱わなければならない場合がある。

このため、条例第6条ただし書においては、以下①、②のいずれかに該当する場合は例外的に取扱いを認めることを明らかにしている。

① 法令又は条例の規定に基づき取り扱うとき。

（「法令又は条例の規定に基づき」の解釈については、「4. 参考資料」参照）

② あらかじめ茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で取り扱うことについて相当な理由があると認めて取り扱うとき。

「ちがさきの個人情報保護ハンドブック」P22より

(1) 事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、必要とする理由を明らかにして、あらかじめ審議会の意見を聞くことが必要である。

(2) 実施機関は、事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、「類型」又は「個別」と区別し、その理由を付して審議会への諮問の手続きを行ふものとする。

(「類型」及び「個別」の過去の諮問事例については、「4. 参考資料」参照)

【取扱いを制限されていない要配慮個人情報】

第2条第2号に規定される要配慮個人情報全11項目のうち以下の5項目については、条例第6条において取扱い制限規定の対象とはしておらず、要配慮個人情報に定義される個人情報でありつつも、他の個人情報と同じ規定のもとで取り扱うこととされている。

① 病歴

② 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること

	<p>③ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果</p> <p>④ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと</p> <p>⑤ 犯罪により害を被った事実</p>
改正法	<p>規定の概要：規定なし。</p> <p>要配慮個人情報の定義は規定されているが、取扱いについては個人情報全般と同じ規定のもとで取り扱うこととされている。</p> <p>【個人情報全般に対する保有の制限について】</p> <p>改正法第61条第1項において、要配慮個人情報に限らない個人情報全般の保有の制限として、「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」個人情報を保有できることとしている。</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）より</p> <p>Q 3－2－1 要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。</p> <p>A 3－2－1 要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。</p> <p>他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第64条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。</p> <p>また、行政機関の長等の安全管理措置義務（法第66条）に関しても、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスク</p>

	<p>に応じて、必要かつ適切な内容とする必要があり、行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案することは考えられます。</p> <p>令和4年3月31日まで国の行政機関に適用されていた行政機関個人情報保護法においても、同様に要配慮個人情報の取扱い制限については規定されておらず、その理由については、</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての個人情報は、その利用目的・方法次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があり、何が「センシティブ情報」であるかを、あらかじめ類型的に定義することは困難であること。 思想・信条といった情報を行政機関が収集することを禁止すると、読書感想文や作文を募集することも不可能になるおそれがある等、非現実的な側面があること。 行政機関は、いわゆるセンシティブ情報と呼ばれる情報であっても、犯罪の捜査等の公共の利益のため、収集せざるを得ない場合もあること。 重要なのは、思想・信条といった個人情報の類型を問わず、あらゆる個人情報について、行政機関による利用目的の達成に必要のない個人情報の保有や、利用目的以外の利用・提供を厳しく制限することであること。 <p>として示されている。</p> <p>（上記は「総務省ホームページ「行政機関・独立行政法人における個人情報の保護〈5 個人情報の適切な取扱い〉」より要約。原文は「4. 参考資料」参照）</p>
比較結果	<ul style="list-style-type: none"> 条例においては、要配慮個人情報の一部について原則取扱いを禁止しているが、次に該当する場合は取扱いを認めている。 <ul style="list-style-type: none"> 法令等の規定に基づき取り扱うとき あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき 改正法においては、あらゆる個人情報の保有について法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ると制限しており、要配慮個人情報の取扱い制限を設けなくとも、実質的に同様の制限がされているものと考えられる旨、国より示されている。

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>条例で、個人情報のうち取扱いにあたり特に配慮を要するとされていた項目は、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」、「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目のみとしていた制定当時と比べ、現在は11項目まで増加している。(平成31年1月1日条例改正による)</p> <p>今後の社会状況の変化等によっては、個人情報のうち取扱いにあたり特に配慮を要するものとすべき個人情報の範囲は、さらに拡大していくことも考えられる。</p> <p>また、「病歴」や「障がい」等の項目については、条例第2条第2号に規定される要配慮個人情報であるものの、他の個人情報と同じ規定のもとで取り扱うこととされている。</p> <p>こうした現状があることを踏まえると、令和4年3月31日まで国の行政機関に適用されていた行政機関個人情報保護法の解釈として示されている、すべての個人情報は、その利用目的・方法次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があり、何が『センシティブ情報』であるかを、あらかじめ類型的に定義することは困難であるから、個人情報の類型を問わず、「あらゆる個人情報について、行政機関による利用目的の達成に必要のない個人情報の保有や、利用目的以外の利用・提供を厳しく制限する」という国の示す考え方は、妥当であると考えられる。</p> <p>また、要配慮個人情報の取扱いについては、現行の条例と概ね同様の保護の水準を保つことが、改正法施行後も改正法の趣旨の範囲内で可能であると考える。</p> <p>したがって、現行の条例のもと行われている要配慮個人情報の取扱い制限を改めて検証し、法改正後の法に基づく適切な取扱いが取られるよう、具体的な方策について検討する。</p>
検討事項	<p>検討事項1：要配慮個人情報の適正な取扱いのための方策</p> <p>1. 条例に基づく現状の検証</p> <p>これまで条例においては、要配慮個人情報の取扱い制限規定により、次の内容が担保され、適正な取扱いが行われてきたものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮個人情報の取扱いが原則禁止されることにより、取り扱う際には、その取扱いの根拠及び必要性、方法等について明確にしたうえで、当該情報を市が取り扱うことの妥当性について確認を行うことが徹底されること（不要な要配慮個人情報の取扱いの防止）。 ・ 法令等の規定に基づかず要配慮個人情報を取り扱う場合に、附属機関の

	<p>意見を聞くこと等により、その取扱い方法が適切であるかどうかを含めて、第三者による点検が行われること。</p> <p>2. 改正法施行後の対応に向けた検討</p> <p>項番1より、法改正後も要配慮個人情報について適正な取扱いを行うため、次の内容が担保されている状態が望ましいものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を所管する課かいにおいて取扱いの根拠及び方法等を明確にしたうえ、その内容について適切な確認体制がとられること。 ・ 第三者からの意見聴取の機会を設けること。 <p>検討事項2：適切な安全管理措置の確保</p> <p>本市において取り扱う要配慮個人情報について、改正法に基づく適切な安全管理措置を講じるため、具体的な方策の検討を行う。</p>
茅ヶ崎市における 対応の方向性 (検討事項の結論)	<p>不要</p> <p>「検討事項1：要配慮個人情報の適正な取扱いのための方策」の結論</p> <p>法改正後は以下の方策を実施することにより、要配慮個人情報の適正な取扱いについて、適切な確認体制を確保することとする。</p> <p>《方策》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」(以下「帳簿」という。)を作成・公表する。 (帳簿の作成に係る検討については、個票番号5参照) ② 情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。 (審議会への報告及び意見聴取に係る検討については、個票番号8参照) <p>上記2点の方策により確保される確認体制の詳細は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 帳簿の作成に伴う内部確認の機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課職員による確認 事務を所管する課かいの職員は、取り扱う要配慮個人情報の項目、取扱理由等について改めて確認し、明確にしたうえ、帳簿を作成することとなる。

<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護主管課職員による確認 担当課職員が作成した帳簿は個人情報保護主管課へ提出され、その内容について個人情報保護主管課職員が改めて確認することとなる。
<p>(2) <u>附属機関への報告による第三者点検の機会の確保</u> 帳簿の内容について、審議会へ報告し、意見聴取を行うことにより、当該事務において要配慮個人情報を取扱うことの妥当性、及びその取扱い方法が適切であるかどうか等について、第三者が点検する機会を確保することができる。 なお、法解釈に係る事項については、適宜個人情報保護委員会に対して法166条に基づく技術的な助言を求ることとする。</p>
<p>(3) <u>帳簿の公表による本人関与の機会の確保</u> (1)、(2)の確認を経て、要配慮個人情報の取扱いについて明記された帳簿が公表されることにより、個人情報の本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識し、また当該帳簿に基づく開示等により自己情報の確認を行うことができる。</p>
<p>「検討事項2：適切な安全管理措置の確保」の結論 法改正後、本市において取り扱う要配慮個人情報について、法に基づく適切な安全管理措置を講じたうえで取り扱うため、法改正に向けて本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等）の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P139～151参照）」等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行うこととする。</p>

3. 比較対象条文

個人情報の保護に関する法律 (個人情報の保有の制限等) 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
茅ヶ崎市個人情報保護条例 (取扱いの制限) 第6条 実施機関は、第2条第2号アからウまで及びクからコまでに掲げる事項を含む個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取り扱うとき。 (2) あらかじめ茅ヶ崎市情報公開・個人情報審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で取り扱うことに相当な理由があると認めて取り扱うとき。 茅ヶ崎市個人情報保護条例（第2条第2号アからウまで及びクからコまで） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (中略) (2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。 ア 人種 イ 信条 ウ 社会的身分 (中略) ク 犯罪の経歴 ケ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（クに該当するものを除く。）。 コ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（クに該当するものを除く。）。

4. 参考資料

**ちがさきの個人情報
保護ハンドブック P23
【法令又は条例の規定に基づき】の解釈について】**

- 6 「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて」とは、次に掲げる場合とする。
- (1) 法令等に取扱制限情報について実施機関に調査、報告等の取扱いの義務又は権限がある旨の規定がある場合
 例えば、地方公務員法第16条のように「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」として、実施機関に確認する義務が定められているような場合がこれに該当するものである。
 - (2) 法令等に取扱制限情報について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合
 例えば、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項で「公職の候補者になろうとする者は、・・・文書でその旨を届け出なければならない。」と規定し、同条第3項で「・・・文書には、公職の候補者となるべき者の氏名、本籍・・・所属する政党その他の政治団体の名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。」として候補者に届出の義務が課されているような場合が該当するものである。
 - (3) 法令等に当該事務又は事業を行う根拠が明記されており、その根拠規定に基づき事務又は事業を行う場合
 ア 当該規定の趣旨、目的から判断して、取扱制限情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められる場合であって、当該情報を取り扱わなければ当該事務又は事業の目的が達成できないと認められるとき。
 例えば、審査会運営事務は、条例第40条の規定を根拠として、行政不服審査法による審査請求があった場合に当該事務を行うものであるが、取扱制限情報の開示請求に関して審査請求があった場合には、同条の趣旨、目的から判断して、明らかに当該取扱制限情報を取り扱うことで審査会の事務を円滑かつ適正に実施することが可能となると考えられるため、当該取扱いは、本条でいうところの法令等の規定に基づく取扱いに該当するものである。
 - イ 当該事務又は事業において取扱制限情報が相手方の一方的な意思により提供される場合であって、実施機関として当該情報を取り扱わなければならないとき。
 例えば、法令等を根拠として設置された審議会や審査会において、その審議や審査のため参考人等から意見等を聴取する際、参考人等の一方的な意思により取扱制限情報が提供され、審議会や審査会の審議、審査の過程において取り扱うことになる場合は本条でいうところの法令等の規定に基づく取扱いに該当するものである。

【条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた取扱の類型】	
ちがさきの個人情報 保護ハンドブック P28 ～P31 【「類型」について】	類型 1
	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱制限事項に係る個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うとき。
	該当実施機関
	全実施機関
	取り扱う個人情報
	人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、刑事案件に関する手続、少年の保護事件に関する手続
	■各種の相談事務
	相談事務では、相談者は、自己の意思に基づいて様々な意見、考え方、自己の履歴等を打ち明けて、相談を受けるものであり、実施機関は、相談の内容によっては、取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うことが考えられる。
	■各種の陳情、要望
	市民等からの陳情、要望は、陳情者又は要望者が自己の主張を示し、実施機関の適切な対応を要求するものであり、陳情、要望には、取扱制限事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。
	■意見、主張、見解等
	市民等から、電話、手紙等により一方的に意見、見解の表明を受けたり、実施機関が設置した各種の審議会等の会議において、委員等から様々な意見、主張が行われたりする中で、取扱制限事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。
	類型 2
	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。
	該当実施機関
	市長、教育委員会、選挙管理委員会
	取り扱う個人情報
	人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、刑事案件に関する手続、少年の保護事件に関する手続

	取り扱う理由及び必要性	各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自己の意思に基づき自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に取扱制限事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。
類型 3		栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の犯罪歴を取り扱うとき。
該当実施機関	全実施機関	
取り扱う個人情報	犯罪の経歴、刑事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続	
取り扱う理由及び必要性	栄典、表彰事務においては、功績が特に優れたものを表彰し、市民等の模範とするもので、犯罪の経歴等を有する者を表彰候補者や表彰者とすることは、社会通念上市民等の感情にそぐわないものと考えられる。 なお、栄典、表彰事務では、各省庁から犯罪の経歴等の有無について候補者の刑罰等調書の添付を求められており、他の表彰者等の推薦に当たっても同様の趣旨から表彰候補者についての犯罪の経歴等の有無を確認する必要がある。	
類型 4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された取扱制限事項に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うとき。	
該当実施機関	全実施機関	
取り扱う個人情報	人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、刑事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続	
取り扱う理由及び必要性	公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている取扱制限事項に係る個人情報を実施機関の事務の必要性から取り扱うことが考えられる。	
類型 5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。	
該当実施機関	全実施機関	
取り扱う個人情報	信条	

	取り扱う理由及び必要性	実施機関は、議員の政党名、会派名、政治理念等の取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うことが考えられる。
類型 6		用地買収等において、神社、仏閣、墳墓等の宗教施設の改葬、移転等の費用補償を適正に行うため、取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。
該当実施機関	市長、教育委員会	
取り扱う個人情報	信条	
取り扱う理由及び必要性	用地等を取得するに当たり、神社、仏閣、墳墓等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養、祭礼等に要する経費の補償費用の算定のため、土地所有者等の取扱制限事項に係る個人情報を取り扱う必要が生じる。	
類型 7	国際交流、友好親善等、海外からの研修生来客者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため、取扱制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。	
該当実施機関	市長、教育委員会、議会	
取り扱う個人情報	信条	
取り扱う理由及び必要性	海外からの各種の研修生や来客者等の受け入れに当たり、宗教に基づく生活習慣の違いによる滞在中の生活に支障をきたさないようにするために、取扱制限事項に係る個人情報を取り扱う必要が生じる。	
【「個別」について】		
過去に「個別」として諮詢のあった事例		
事務の種類	対象となる個人の類型	取扱制限の適用除外を受ける個人情報
診療録の作成事務	患者、その家族	○刑事件に関する手続(第2条第2号ヶ)
		診察の際、患者、その家族等から個人情報を提供

	患者の看護、助産、診療の補助及びこれに付帯する事務 栄養の指導及び相談事務	患者、妊婦じょく婦、新生児、その家族	○少年の保護事件に関する手続 (同コ)	され、当該個人情報を取り扱わざる得ないものである。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	要保護者	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ)	生活保護の停止又は廃止の手続をするために、本人がこう留、起訴された情報を取り扱う必要がある。
	介護給付費等の支給決定に関する事務	障害者(児)及び家族	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ) ○少年の保護事件に関する手続 (同コ)	本人の特性等を理解し、今後の支援の参考とするため、刑事事件に関する手続及び少年の保護事件に関する手続が行われたという情報を取り扱う場合がある。
	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する事務	手当受給者	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ)	児童手当等の支給の停止又は廃止の手続を行うために、本人が逮捕、こう留された情報を取り扱う場合がある。
	児童生徒の就学及び転出及び転入に関する事務	児童生徒又はその保護者のうち触法行為を行った者	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ) ○少年の保護事件に関する手続 (同コ)	児童生徒本人又はその保護者等から情報が寄せられた場合、当該児童生徒の生活に係る特別な配慮をするために当該情報を取り扱う場合がある。
	就学援助に関する事務	就学援助受給者又は児童生徒本人のうち触法	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ) ○少年の保護事件に関する手続 (同コ)	就学援助の支給範囲の決定、停止及び廃止の手続をするため取り扱う場合がある。

	児童生徒の災害共済給付に関する事務	学校施設内での事故に遭った者	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ) ○少年の保護事件に関する手続 (同コ)	学校施設内で発生した事故について、保険機関への報告及び見舞金の支給手続をするために必要な情報である。(加害者及び被害者の情報双方を取り扱う。)
	児童生徒の生活・進路指導に関する事務	児童生徒のうち、触法行為を行った者	○刑事事件に関する手続 (第2条第2号ケ) ○少年の保護事件に関する手續 (同コ)	触法行為を行った児童生徒に係る情報を警察と共有し、当該児童生徒の健全育成及び指導等に活用する場合がある。

※ 上表は、平成30年度第4回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会において、条例第6条に基づき行われた諮問より、「個別」の事案を抜粋したものです。平成31年1月1日付の条例改正により、条例第6条に規定する取扱いが制限される個人情報が追加され、これに伴い同審議会において、実施機関より一斉に諮問が行われました。ただしその後、条例第6条に基づく要配慮個人情報の取扱い制限に係る諮問は行われていません。

総務省ホームページ 「行政機関・独立行政法人における個人情報の保護〈5 個人情報の適切な取扱い〉」	Q 5-2 いわゆるセンシティブ情報について、その収集を原則禁止すべきという考え方もありますが、保護法がそのような規定を置いていないのはなぜですか。 A すべての個人情報は、その利用目的・方法次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があります。何が「センシティブ情報」であるかを、あらかじめ類型的に定義することは困難です。 例えば、公職選挙法に基づく候補者の立候補の届出に際して本籍地を記入することは、立候補資格の確認のために必要ですが、就職活動の際に戸籍謄(抄)本を提出させることは、就職差別につながるおそれがあるなど、何がセンシティブ情報であるかは、その利用目的・方法で大きく異なります。 また、仮に、思想・信条といった情報を行政機関が収集することを禁止したら、例えば、読書感想文や作文を募集することも不可能になってしまうおそれがあるなど、非現実的な側面もあります。 さらには行政機関は、いわゆるセンシティブ情報と呼ばれる情報であっても、
--	---

	<p>犯罪の捜査等の公共の利益のため、収集せざるを得ない場合もあります。このように考えると、重要なのは、思想・信条といった個人情報の類型を問わず、あらゆる個人情報について、行政機関による利用目的の達成に必要のない個人情報の保有や、利用目的以外の利用・提供を厳しく制限することであることが分かります。</p>
「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」(令和3年6月時点暫定版)による 「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」P.9	<p>3-1-1 要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することは可能か。 【回答】 現行の条例では、要配慮個人情報やこれに相当する個人情報（いわゆるセンシティブ情報）の取得を原則として禁止する規定（以下「要配慮個人情報の取得制限規定」という。）を設けている例が見られますが、これらの規定では、同時に、①法令に基づく、②正当な事務の実施に必要、などの場合には、要配慮個人情報の取得を可能としています。 改正法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており[第61条第1項]、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。</p>
「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」(令和3年6月時点暫定版)による 「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」P.15	<p>8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。 【回答】 改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。そのため、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。 ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。</p>

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：3 収集の制限について

該当条項	<ul style="list-style-type: none"> ・条 例（第8条第4項） ・改正法（第61条、第62条、第64条）
条例規定の許容範囲	許容されない。
検討結果	<p>1. 法改正後も適切な方法により個人情報を収集し、また個人情報の本人に対して個人情報の取扱いについての透明性を確保するため、法第75条第5項に規定される「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表し、また、情報公開・個人情報保護審議会への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。</p> <p>2. 法に基づく適切な安全管理措置を講じるため、本市の現行の安全管理措置に係る規定内容を検証し、必要に応じて改廃等の対応を行う。</p>

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例
	<p>規定の概要：</p> <p>条例第8条においては、個人情報を収集するときは、所掌する事務の範囲内において個人情報の取扱目的を明確にし、その目的達成のため必要な範囲内で個人情報を収集すべき義務や、適法かつ公正な手段によらなければならぬこと等を規定しており、同条第4項において、本人から収集することを原則とし、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示している。</p> <p>【例外的に本人以外からの収集が認められる場合】</p> <p>条例第8条第4項ただし書においては、本人収集の原則の例外（適用除外事項）として、以下①～⑧のいずれかに該当する場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令等の規定に基づき収集するとき。 ② 本人の同意に基づき収集するとき。 ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。 ④ 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。 ⑤ 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。 ⑥ 爭訟、選考、指導、相談等の業務を執行するために収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集す

	<p>るとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。</p> <p>⑦ 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であって、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。</p> <p>⑧ ①～⑦に掲げる場合のほか、審議会の意見を聽いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>なお、法令等の規定に基づく申請、届出等の個人情報については、本人同意に基づく収集とみなすこととしている。（条例第8条第6項関係）</p>
改正法	<p>規定の概要：</p> <p>改正法においては、個人情報の保有について、特に本人から収集することを原則とする規定は無い。</p> <p>【本人収集の原則を規定しない理由】</p> <p>改正法において「個人情報の本人からの直接取得」を規定しないことの理由として、国は、以下の規定により、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることを示したうえ、このことについて地方公共団体が規定を設けることは許容されないこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされていること（第61条関係） ・不正手段による取得が禁止されていること（第64条関係） ・保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされていること（第66条第1項関係） ・地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっていること（第75条第1項関係） <p>（上記は「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」3-1-3より要約。原文は「4. 参考資料」参照）</p> <p>また、国は、本市以外にも多くの自治体の条例において本人取得の原則の規定が設けられていることを踏まえ、次のとおり、改正法における考え方を示している。</p>

	<p>(「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」P36 より)</p> <p>また、本人からの直接取得に関する規定については、本人以外からの取得を全面的に禁止する例は無く、法令・条例に定める所掌事項の遂行に必要な場合等を例外とするものであるため、その趣旨は、現行の行個法第3条及び今般改正により公的部門にも追加することとなる個人情報の不適正取得の禁止に含まれることと考えられる。</p> <p>(「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」P49 より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、行政機関における個人情報の取得が適法かつ適正な手続によらなければならぬことは、特別の法律を待たずとも当然要請されるところであり（憲法第73条第1号）、また、行政機関や一定の独立行政法人、地方公共団体の機関や一定の地方独立行政法人の職員等に対しては法令遵守義務が課せられているところである（国家公務員法第98条、独立行政法人通則法第51条、地方公務員法第32条、地方独立行政法人法第47条）。 	<p>2. 対応の検討</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検討の方向性</th><th>検討事項 1：個人情報の適正な方法による収集のための方策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>1. 条例に基づく現状の検証</p> <p>これまで条例においては、本人収集の原則の規定により、次の内容が担保され、適正な方法により個人情報の収集が行われてきたものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人収集を原則とすることにより、市の保有する個人情報について、収集時点で本人関与の機会が確保されること。 ・ 本人外収集を行う際には、その根拠及び収集方法の妥当性について確認を行うことが徹底されること。 ・ 本人収集の原則の適用除外の妥当性について附属機関の意見を聴くこと等により、第三者による点検が行われること。 <p>2. 改正法施行後の対応に向けた検討</p> <p>項目1より、法改正後も適正な方法による個人情報の収集を行うため、次の内容が担保されている状態が望ましいものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を所管する課かいで個人情報の収集先や方法等を明確にしたうえ、その内容について適切な確認体制がとられること。 ・ 第三者からの意見聴取の機会を設けること。 <p>3. 現在の運用状況の確認</p> <p>令和3年度3月時点ですべてが公表している「個人情報取扱事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を確認したところ、登録されている事務の内、本人収集が行われている割合及び本人外収集が行われている割合は次とおりであった（※1つの事務において、本人収集・本人外収集どちらも行っている事務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約84.75%（登録簿全667枚のうち、567枚） ・「本人以外から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約52.62%（登録簿全667枚のうち、352枚） うち、「根拠」に「条例第8条第4項第1号」が含まれているものの割合 →約40.23% うち、「根拠」に「条例第8条第4項第2号」が含まれているものの割合 →約55.81% </td></tr> </tbody> </table>	検討の方向性	検討事項 1：個人情報の適正な方法による収集のための方策		<p>1. 条例に基づく現状の検証</p> <p>これまで条例においては、本人収集の原則の規定により、次の内容が担保され、適正な方法により個人情報の収集が行われてきたものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人収集を原則とすることにより、市の保有する個人情報について、収集時点で本人関与の機会が確保されること。 ・ 本人外収集を行う際には、その根拠及び収集方法の妥当性について確認を行うことが徹底されること。 ・ 本人収集の原則の適用除外の妥当性について附属機関の意見を聴くこと等により、第三者による点検が行われること。 <p>2. 改正法施行後の対応に向けた検討</p> <p>項目1より、法改正後も適正な方法による個人情報の収集を行うため、次の内容が担保されている状態が望ましいものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を所管する課かいで個人情報の収集先や方法等を明確にしたうえ、その内容について適切な確認体制がとられること。 ・ 第三者からの意見聴取の機会を設けること。 <p>3. 現在の運用状況の確認</p> <p>令和3年度3月時点ですべてが公表している「個人情報取扱事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を確認したところ、登録されている事務の内、本人収集が行われている割合及び本人外収集が行われている割合は次とおりであった（※1つの事務において、本人収集・本人外収集どちらも行っている事務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約84.75%（登録簿全667枚のうち、567枚） ・「本人以外から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約52.62%（登録簿全667枚のうち、352枚） うち、「根拠」に「条例第8条第4項第1号」が含まれているものの割合 →約40.23% うち、「根拠」に「条例第8条第4項第2号」が含まれているものの割合 →約55.81%
検討の方向性	検討事項 1：個人情報の適正な方法による収集のための方策					
	<p>1. 条例に基づく現状の検証</p> <p>これまで条例においては、本人収集の原則の規定により、次の内容が担保され、適正な方法により個人情報の収集が行われてきたものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人収集を原則とすることにより、市の保有する個人情報について、収集時点で本人関与の機会が確保されること。 ・ 本人外収集を行う際には、その根拠及び収集方法の妥当性について確認を行うことが徹底されること。 ・ 本人収集の原則の適用除外の妥当性について附属機関の意見を聴くこと等により、第三者による点検が行われること。 <p>2. 改正法施行後の対応に向けた検討</p> <p>項目1より、法改正後も適正な方法による個人情報の収集を行うため、次の内容が担保されている状態が望ましいものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を所管する課かいで個人情報の収集先や方法等を明確にしたうえ、その内容について適切な確認体制がとられること。 ・ 第三者からの意見聴取の機会を設けること。 <p>3. 現在の運用状況の確認</p> <p>令和3年度3月時点ですべてが公表している「個人情報取扱事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を確認したところ、登録されている事務の内、本人収集が行われている割合及び本人外収集が行われている割合は次とおりであった（※1つの事務において、本人収集・本人外収集どちらも行っている事務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約84.75%（登録簿全667枚のうち、567枚） ・「本人以外から収集する」にチェックが入っているものの割合 →約52.62%（登録簿全667枚のうち、352枚） うち、「根拠」に「条例第8条第4項第1号」が含まれているものの割合 →約40.23% うち、「根拠」に「条例第8条第4項第2号」が含まれているものの割合 →約55.81% 					
比較結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例においては、本人収集の原則を規定しているが、例外として、法令に基づく収集や本人の同意に基づく収集、緊急かつやむを得ない場合等7項目のほか、審議会の意見を聴いた上で本人以外の者から収集する必要があると認めたときは、本人以外の者から収集することができるとしている。 ○ 改正法においては、本人収集の原則について特に規定は無いが、 <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる個人情報の保有について法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ること（第61条関係） ・ 不正手段による取得を禁止すること（第64条関係） 等の規定により、適切な個人情報の保護が図られると考えられる旨、国より示されている。 	<p>検討事項</p>				

	<p>4. 県内市町村の検討状況</p> <p>県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会（令和4年1月25日）においては、法改正後の個人情報の収集について、「本人直接取得原則に係る法と条例の差異について、当該差異を解消するための何らかの対応の検討を行っているか」という旨の内容を含めた議題が挙がっていたが、このことについては、ほとんどの自治体が「検討中」又は「検討を行っていない」旨回答している。</p> <p>検討事項2：適切な安全管理措置の確保</p> <p>本市において収集した個人情報について、改正法に基づく適切な安全管理措置を講じるための方策を検討する。</p>		<p>(2) <u>附属機関への報告による第三者点検の機会の確保</u></p> <p>帳簿の内容について、審議会へ報告し、意見聴取を行うことにより、個人情報の収集先及び収集方法等が適切であるかどうか等について、第三者が点検する機会を確保することができる。</p> <p>なお、法解釈に係る事項については、適宜個人情報保護委員会に対して法166条に基づく技術的な助言を求ることとする。</p> <p>(3) <u>帳簿の公表による本人闇与の機会の確保</u></p> <p>(1)、(2)の確認を経て、本市が取り扱う個人情報記録について、その存在及び概要、個人情報の収集方法等が明記された帳簿が公表されることにより、個人情報の本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識し、また当該帳簿に基づく開示等により自己情報の確認を行うことができる。</p> <p>「検討事項2：適切な安全管理措置の確保」の結論</p> <p>法改正後、本市において収集する個人情報について、法に基づく適切な安全管理措置を講じたうえで取り扱うため、法改正に向けて本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等）の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P139～151参照）」等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行うこととする。</p>
条例規定の必要性	不要		
茅ヶ崎市における 対応の方向性 (検討事項の結論)	<p>「検討事項1：個人情報の適正な方法による収集の方策」の結論</p> <p>法改正後は以下の方策を実施することにより、個人情報の適正な方法による収集について、適切な確認体制を確保することとする。</p> <p>《方策》</p> <p>①「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」（以下「帳簿」という。）を作成・公表する。 (帳簿の作成に係る検討については、個票番号5参照)</p> <p>② 情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。 (審議会への報告及び意見聴取に係る検討については、個票番号8参照)</p> <p>上記2点の方策により確保される確認体制の詳細は次のとおり。</p> <p>(1) <u>帳簿の作成に伴う内部確認の機会の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課職員による確認 　　事務を所管する課かいの職員は、個人情報の収集先及び収集方法等について改めて確認し、明確にしたうえ、帳簿を作成することとなる。 ・個人情報保護主管課職員による確認 　　担当課職員が作成した帳簿は個人情報保護主管課へ提出され、その内容について個人情報保護主管課職員が改めて確認することとなる。 		

3. 比較対象条文

<p>個人情報の保護に関する法律</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 <p>(適正な取得)</p> <p>第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。</p> <p>(7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であって、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるととき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急に必要があるとき。 (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。 (3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。 <p>6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。</p>
<p>茅ヶ崎市個人情報保護条例</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により明確にされた目的（以下「取扱目的」という。）の達成のために必要な限度を超えて個人情報を収集してはならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。 (2) 本人の同意に基づき収集するとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。 (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。 	<p>4. 参考資料</p> <p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）による 「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」P.9～10</p> <p>3-1-3 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。 【回答】</p> <p>現行の条例では、個人情報の本人からの直接取得について定める規定を設けている例が見られます。</p> <p>個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第1項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第1項]、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人閲与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の閲与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律</p>

	と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。
「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」(令和3年6月時点暫定版)による 「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」P.10	<p>3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることが可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聞く必要性は大きく減少するものと考えられます。</p> <p>したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。</p> <p>なお、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。</p>
「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」(令和3年6月時点暫定版)による 「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」P.15	<p>8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができます。その観点から、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。そのため、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。</p> <p>ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。</p>